

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用ください。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する

正解できた問題は○、一箇所でも間違えれば△、全部間違えれば×を記入するなど

2. ランク

各問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……Aランク問題は、主に基本問題です。学習項目の基本的な要件や計算パターンの確認をする問題になっています。確認ができれば、繰り返しの解き直しは不要です。

Bランク問題……Bランク問題は、主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解ければ、合格レベルに到達できますので、復習などで繰り返し解くようにしてください。

Cランク問題……Cランク問題は、主に応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります。非常に難易度の高い項目も出題されています。Cランクの問題は、様々な角度からの出題にも対応できる力を養う目的の問題ですから、Bランクの問題を完全にマスターしてから取り組むようにしてください。

3. 標準時間

各問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業までに必ず消化するようにしましょう。

5. 各個別問題を解答する際に使用する割合・税率・補正率等の資料は、巻末に掲載されております。解答する際にはそちらをご参照ください。

(注) 利子等の計算においての日数は、1年を365日として計算するものとし、閏年は考慮しないものとして計算してください。

6. 問題文中、「本年」と記載がある場合又は特に指示がない場合には令和9年分の相続税額又は贈与税額を計算するものとして解答してください。

目 次

個別問題編

		ランク	標準時間	チェック欄
問題 1	相続人の判定……………	B	5 分	☐ ☐ ☐
問題 2	養子の子の代襲相続……………	B	3 分	☐ ☐ ☐
問題 3	相続分……………	B	10分	☐ ☐ ☐
問題 4	贈与税の課税財産の範囲・課税価格……………	B	10分	☐ ☐ ☐
問題 5	宅地（側方一部・裏面一部）……………	B	5 分	☐ ☐ ☐
問題 6	宅地（加重平均）……………	B	6 分	☐ ☐ ☐
問題 7	宅地（評価単位）……………	B	15分	☐ ☐ ☐
問題 8	宅地（がけ地）……………	B	5 分	☐ ☐ ☐
問題 9	宅地（貸宅地・借地権・貸家建付地・貸家建付借地権）…	B	4 分	☐ ☐ ☐
問題10	取引相場のない株式（評価方式の判定）……………	B	10分	☐ ☐ ☐
問題11	取引相場のない株式（類似業種比準価額・配当還元価額）…	B	12分	☐ ☐ ☐
問題12	取引相場のない株式（比準要素の算定方法）……………	B	10分	☐ ☐ ☐
問題13	取引相場のない株式（類似業種の選択）……………	A	3 分	☐ ☐ ☐
問題14	生命保険金等（契約者貸付金等）……………	A	5 分	☐ ☐ ☐
問題15	退職手当金等（弔慰金等）……………	B	3 分	☐ ☐ ☐
問題16	宅地（間口狭小・奥行長大・角切りがある場合）…	B	8 分	☐ ☐ ☐
問題17	取引相場のない株式（純資産価額）……………	A	6 分	☐ ☐ ☐
問題18	取引相場のない株式（資産負債の算定方法）……………	B	10分	☐ ☐ ☐
問題19	小規模宅地等の特例……………	A	14分	☐ ☐ ☐
問題20	債務控除……………	B	5 分	☐ ☐ ☐
問題21	相続税額の加算額……………	B	3 分	☐ ☐ ☐
問題22	相続時精算課税……………	B	13分	☐ ☐ ☐
問題23	生前贈与加算・相続時精算課税適用財産……………	B	9 分	☐ ☐ ☐
問題24	宅地（不整形地）……………	B	12分	☐ ☐ ☐
問題25	取引相場のない株式（生命保険金等を取得した場合）…	B	7 分	☐ ☐ ☐
問題26	取引相場のない株式 （評価会社が取引相場のない株式を有する場合）……	B	10分	☐ ☐ ☐

問題27	小規模宅地等の特例 (利用区分の異なる建物の敷地・賃貸割合)……………	B	10分	
問題28	上場株式……………	B	8分	
問題29	人格のない社団等に納税義務が生じる場合……………	B	7分	
問題30	取引相場のない株式 (類似業種比準価額の修正・株価の修正)……………	B	14分	
問題31	構築物・小規模宅地等の特例……………	B	6分	
問題32	小規模宅地等の特例(寄宿舍)……………	A	3分	
問題33	小規模宅地等の特例(共有持分)……………	A	5分	
問題34	小規模宅地等の特例(老人ホーム)……………	B	5分	
問題35	小規模宅地等の特例(二世帯住宅)……………	B	7分	
問題36	区分所有財産……………	B	4分	
問題37	低額譲受益、債務免除益等、その他の利益の享受…	B	5分	
問題38	負担付贈与等……………	A	7分	

総合問題編

		ランク	標準時間	チェック欄
第1問	総合問題Ⅰ……………	A	70分	
第2問	総合問題Ⅱ……………	A	80分	
第3問	総合問題Ⅲ……………	A	75分	
第4問	総合問題Ⅳ……………	A	75分	
第5問	総合問題Ⅴ……………	A	75分	

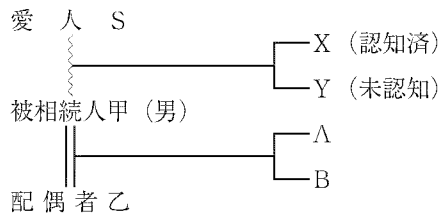
個別問題編

問題 1 相続人の判定

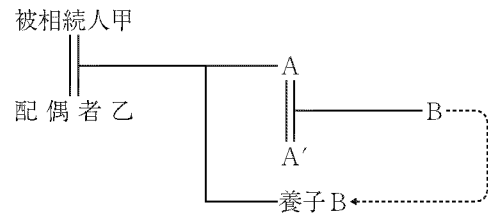
ランク 標準時間
B 5分

次の〈設例〉により相続人を求めなさい。

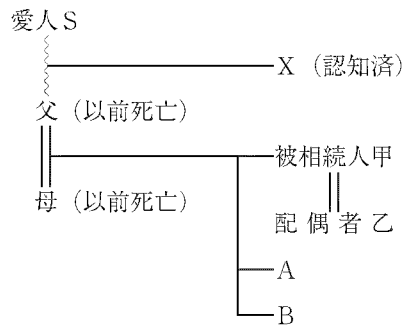
〈設例 1〉



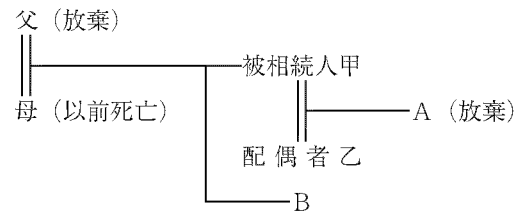
〈設例 2〉



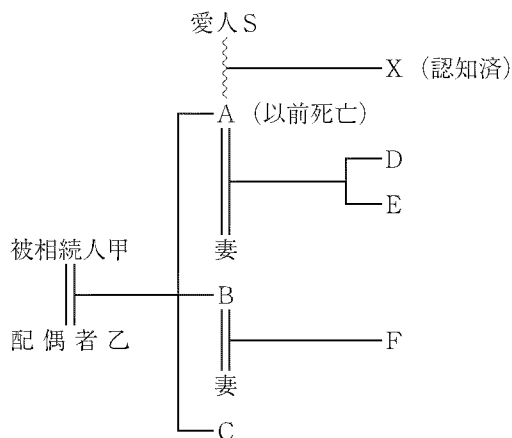
〈設例 3〉



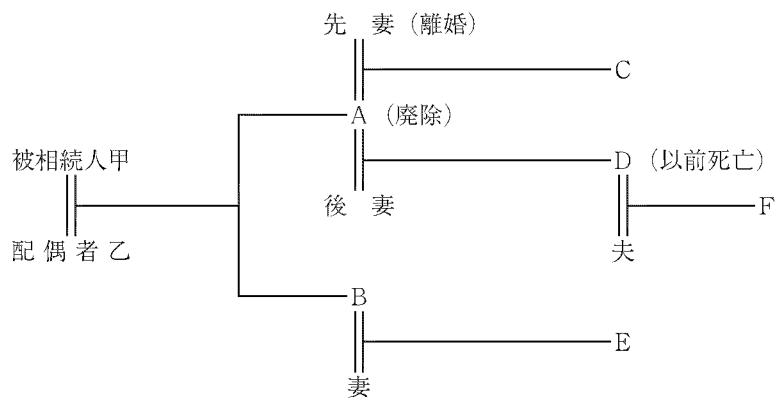
〈設例 4〉



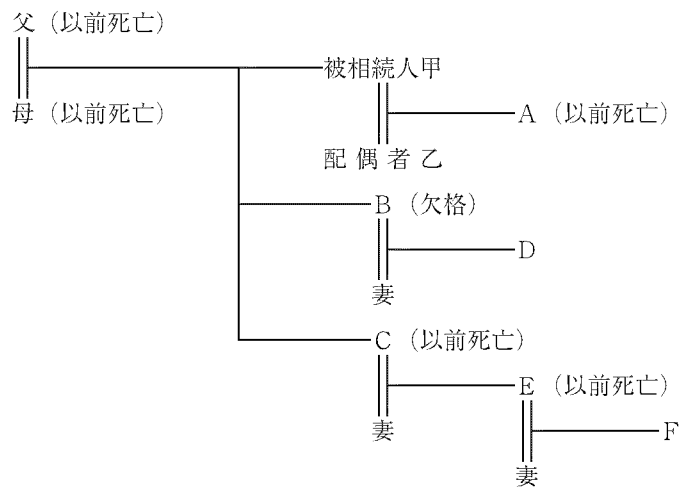
〈設例 5〉



〈設例 6〉



〈設例 7〉



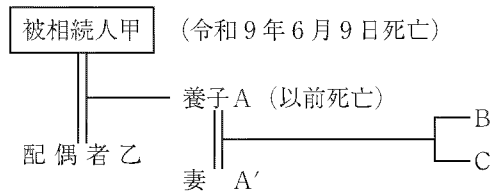
解 答 P.116

問題 2 養子の子の代襲相続

ランク 標準時間
B 3分

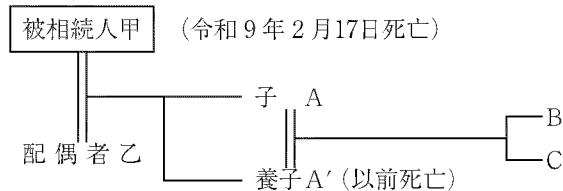
次の〈設例〉により相続人を求めなさい。

〈設例 1〉



- ※ 1 Aは、平成30年9月15日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。
- ※ 2 Bは、平成29年2月7日に出生している。
- ※ 3 Cは、令和5年11月2日に出生している。

〈設例 2〉



- ※ 1 A'は、令和6年3月12日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。
- ※ 2 Bは、平成30年5月18日に出生している。
- ※ 3 Cは、令和8年1月20日に出生している。

解 答 P.116

問題 3

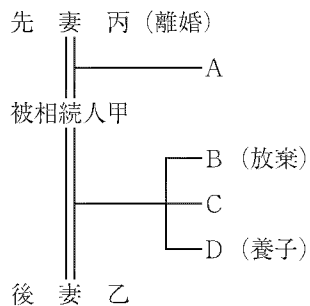
相続分

ランク 標準時間

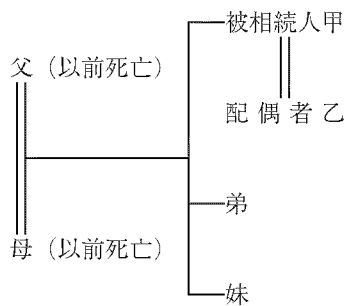
B 10分

次の〈設例〉により相続人及びその相続分を求めなさい。

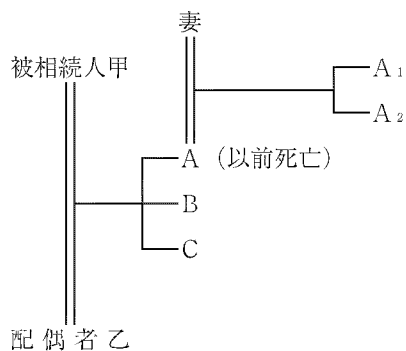
〈設例 1〉



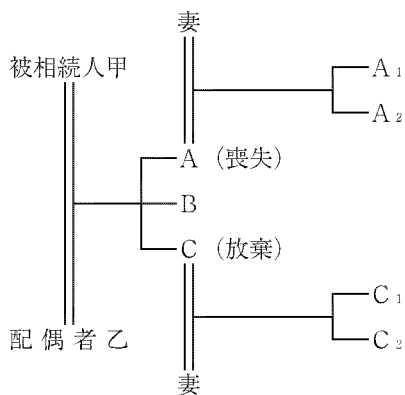
〈設例 2〉



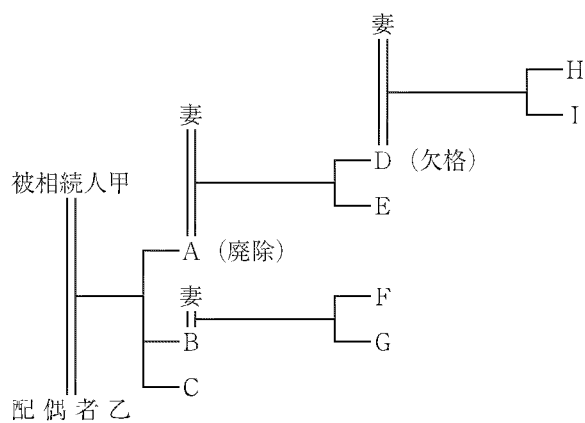
〈設例 3〉



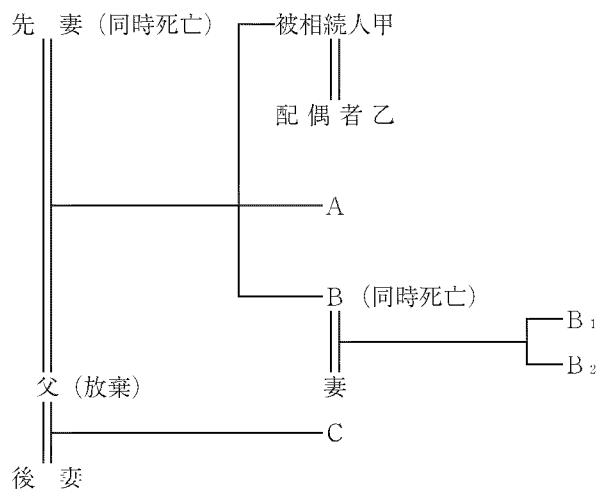
〈設例 4〉



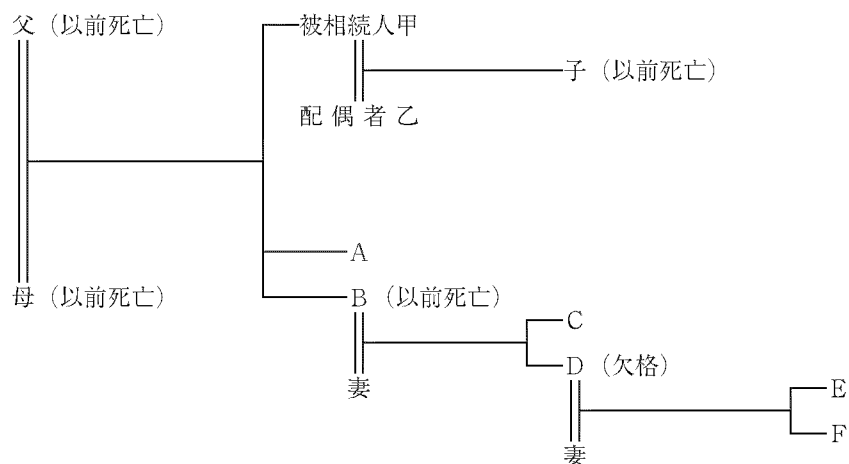
〈設例 5〉



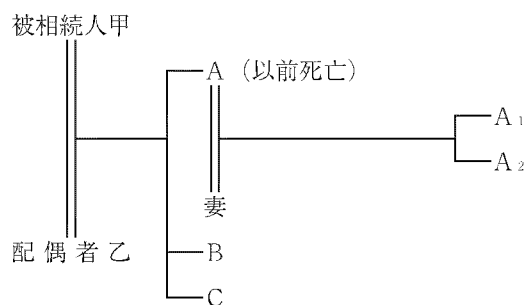
〈設例 6〉



〈設例 7〉

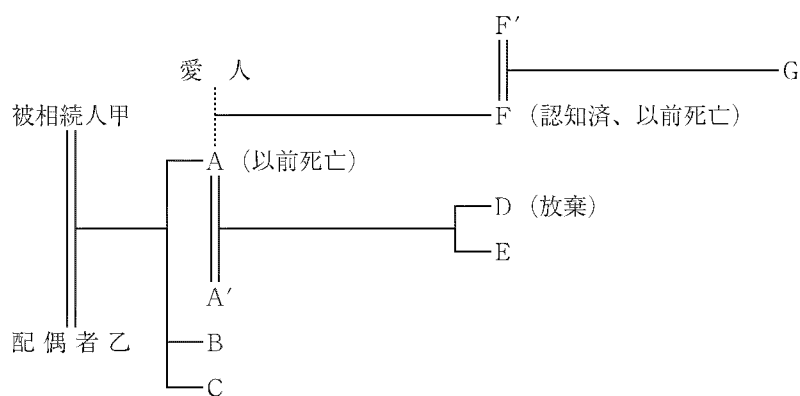


〈設例 8〉



A₁は被相続人甲と配偶者乙との間で養子縁組がされている。

〈設例 9〉



解 答 P.117

問題 4 贈与税の課税財産の範囲・課税価格

ランク 標準時間
B 10分

次の〈設例〉に基づき、本年分の各人の納付すべき贈与税額を計算しなさい。

なお、各贈与者及び各受贈者は以前より日本に住所及び国籍を有しており、本年中に住所及び国籍の移動はなかった。

また、相続時精算課税の選択をしている者はいないものとし、年齢の記載のある者を除き本年1月1日において全員18歳以上である。

〈設例 1〉

A は、兄より本年6月19日に動産2,000,500円、A の配偶者より同年9月20日に現金1,555,000円の贈与を受けた。

〈設例 2〉

B (17歳) は、本年4月3日に父から米国国債(在外財産)7,300,000円の贈与を受けた。

〈設例 3〉

C は、父より本年4月19日に動産4,000,000円の贈与を受けた。

また、生命保険契約に基づき同年6月3日に満期保険金4,000,000円を取得した。

なお、この契約に基づく保険料はCが1,200,000円、父が2,000,000円を支払っている。

〈設例 4〉

D は、本年4月24日に伯父から現金3,000,000円、同年5月5日に父から動産7,000,000円の贈与を受けた。

〈設例 5〉

E は、本年4月15日に兄から動産1,950,000円、同年10月2日に父から4,500,000円の贈与を受けた。

解 答 P.118

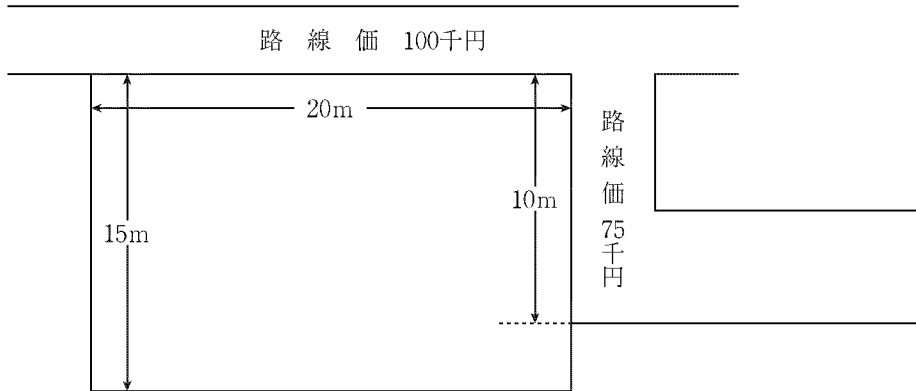
問題5 宅地（側方一部・裏面一部）

ランク 標準時間
B 5分

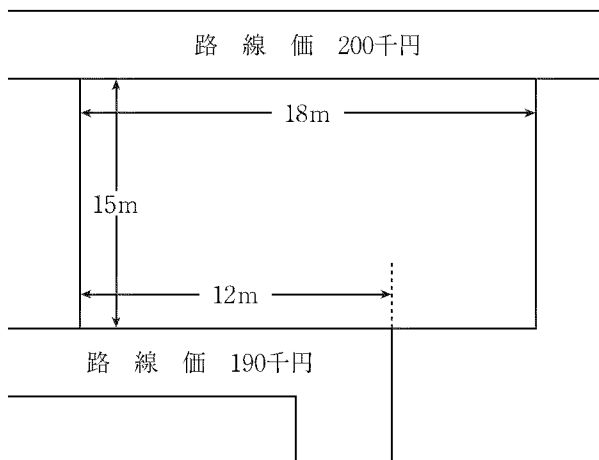
次の設例に基づき、宅地の評価額を求めなさい。

なお、すべての宅地は普通住宅地区に所在するものとする。

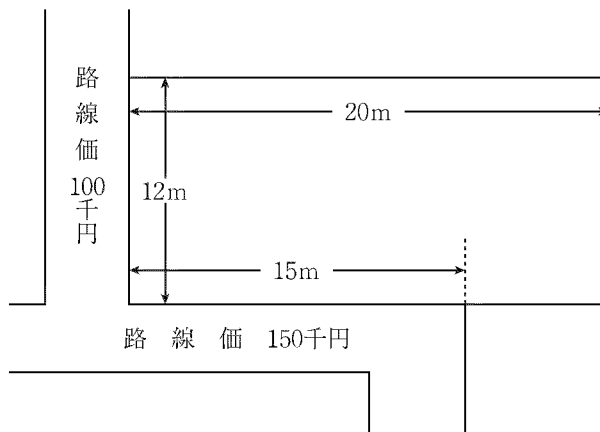
〈設例1〉



〈設例2〉



〈設例3〉



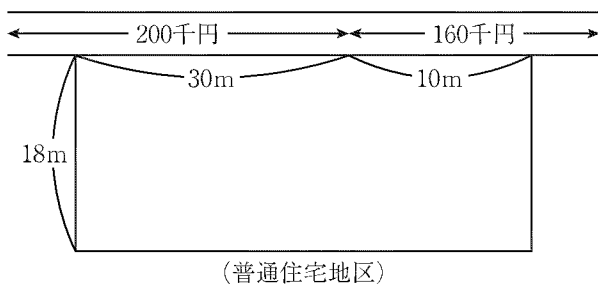
解 答 P.119

問題 6 宅地（加重平均）

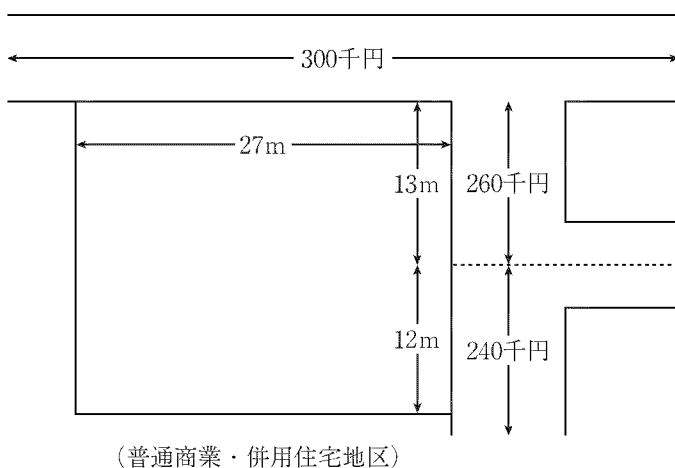
ランク 標準時間
B 6分

次の設例に基づき、宅地の評価額を求めなさい。なお、地積規模の大きな宅地については考慮する必要はない。

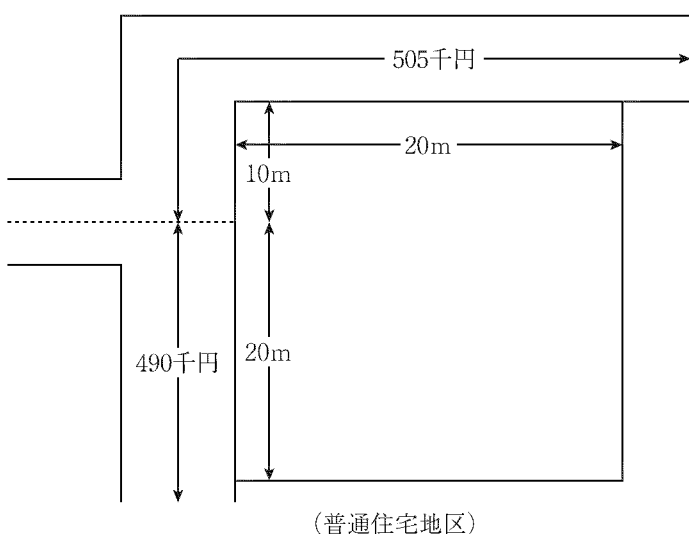
〈設例 1〉



〈設例 2〉



〈設例 3〉



問題 7

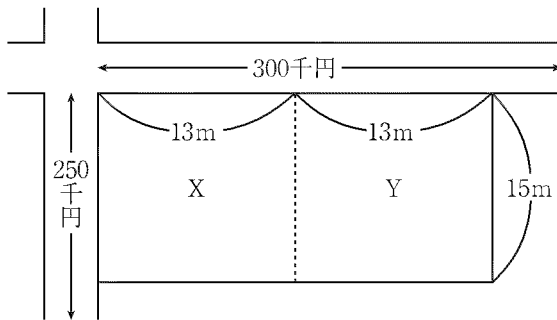
宅地（評価単位）

ランク 標準時間
B 15分

次の〈設例〉に基づき、相続税の課税価格に算入される金額を計算しなさい（地積規模の大きな宅地及び措法69の4の特例は考慮する必要はない。）。

〈設例 1〉 宅地 390㎡（路線価方式適用地域所在、普通住宅地区）

宅地の形状、路線価は次のとおりである。



奥行価格補正率

10m以上24m未満……………1.00

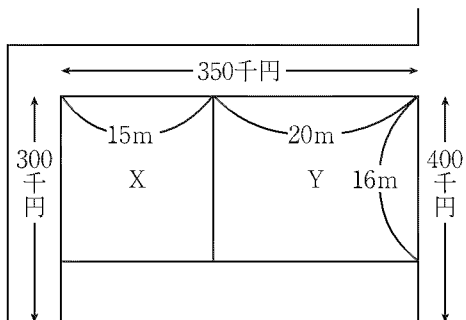
24m以上28m未満……………0.97

側方路線影響加算率……………0.03

この宅地は1筆の宅地であり、X部分及びY部分はそれぞれ被相続人甲の居住用家屋及び被相続人甲の事業（不動産貸付業以外）用家屋の敷地の用に供されていたものであり、X部分は配偶者乙が、Y部分は長男Aがそれぞれ相続により取得した。

〈設例 2〉 X宅地240㎡・Y宅地320㎡（路線価方式適用地域所在、普通商業・併用住宅地区）

宅地の形状、路線価は次のとおりである。



奥行価格補正率

12m以上32m未満……………1.00

32m以上36m未満……………0.97

側方路線影響加算率

角 地……………0.08

準角地……………0.04

二方路線影響加算率……………0.05

この宅地は2筆の宅地であり、X宅地は被相続人甲の居住用家屋の敷地の用に供されていた。

また、Y宅地は、被相続人甲と生計を別にしていた二男Bに無償で貸付けられていたものであり、二男Bの事業（不動産貸付業以外）用家屋の敷地の用に供されていた。

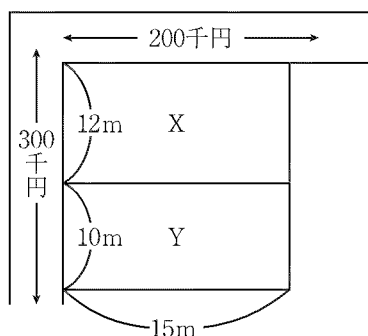
なお、X宅地及びY宅地はともに配偶者乙が取得した。

(単位：円)

〈設例 1〉	乙 A	
〈設例 2〉	乙	

〈設例 3〉 借地権

被相続人甲の借地権の目的となっている宅地は、普通住宅地区に所在するものであり、その宅地の形状等は次のとおりである。



奥行価格補正率

10m以上24m未満……………1.00

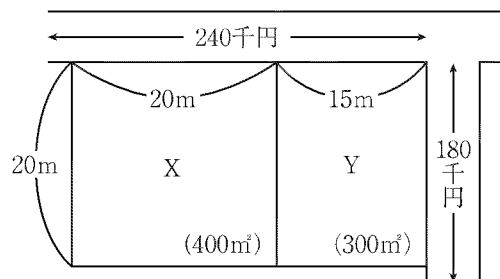
側方路線影響加算率……………0.02

借地権割合……………60%

X借地権及びY借地権は、それぞれ異なる第三者から賃借していたものであり、被相続人甲は、X借地及びY借地の上に家屋を建てて居住の用に供していた。

なお、X借地権及びY借地権はともに配偶者乙が取得した。

〈設例 4〉 X借地権・Y宅地（路線価方式適用地域所在、普通商業・併用住宅地区）



奥行価格補正率

12m以上32m未満……………1.00

32m以上36m未満……………0.97

側方路線影響加算率……………0.08

借地権割合……………70%

X借地権は被相続人甲が賃貸借契約により借受けている宅地であり、被相続人甲は、Y宅地とともに事業（不動産貸付業以外）用建物の敷地として利用していた。

なお、X借地権及びY宅地はともに配偶者乙が取得した。

(単位：円)

〈設例 3〉	乙	
〈設例 4〉	乙	

解 答 P.119

問題 8

宅地（がけ地）

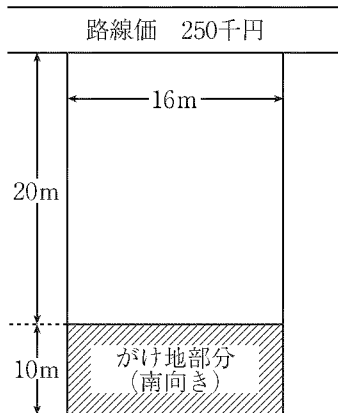
ランク 標準時間

B 5 分

宅地の評価額を求めなさい（措法69の4小規模宅地等の特例は考慮する必要はない。）。

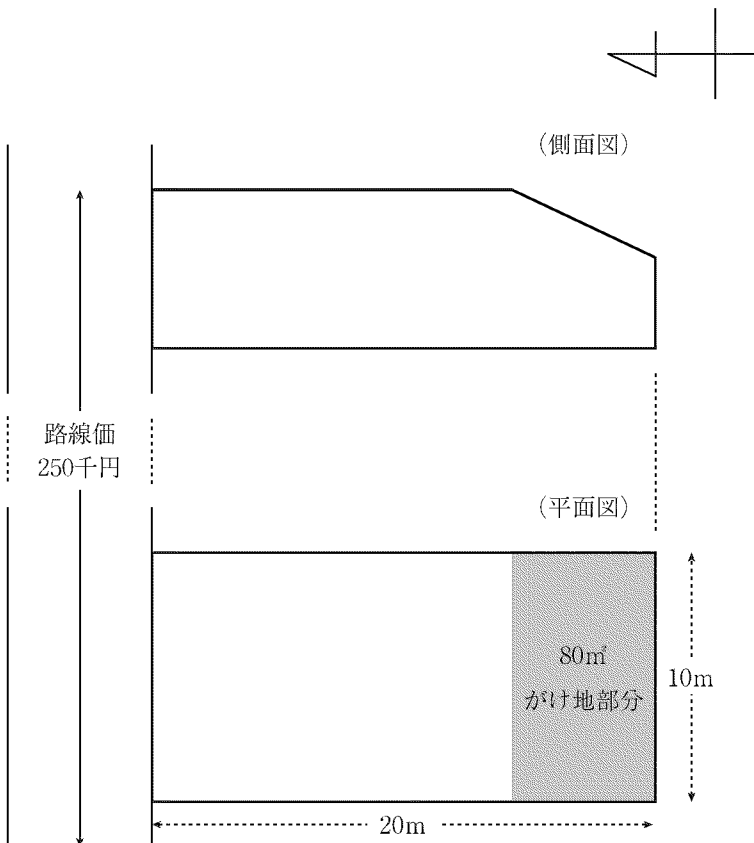
〈設例 1〉

この宅地は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。



〈設例 2〉

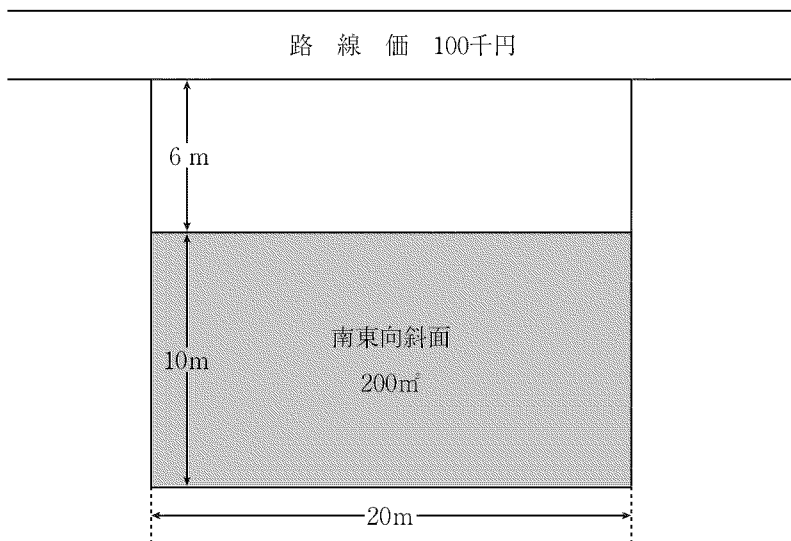
この宅地は、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。



（平成20年度税理士試験問題改題）

〈設例 3〉

この宅地は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。



解 答 P.120

問題 9**宅地（貸宅地・借地権・貸家建付地・貸家建付借地権）**

ランク 標準時間

B 4分

被相続人甲が所有していた次の財産の評価額を求めなさい。（措法69の4の特例は考慮しない。）

なお、いずれの宅地も、借地権割合70%、借家権割合30%の地域に所在するものとする。

〈設例1〉

(1) 宅 地 150㎡ 自用地としての評価額 45,000,000円

(2) 家 屋 100㎡ 自家用屋としての評価額 6,000,000円

この家屋は、(1)の宅地の上に建てられているものであり、賃貸借契約により第三者に貸し付けられていた。

〈設例2〉

宅 地 200㎡ 自用地としての評価額 30,000,000円

この宅地は、賃貸借契約により被相続人甲から第三者に貸し付けていたものであり、この宅地を借り受けた第三者は、この宅地の上に家屋を建てて、自己の居住の用に供している。

〈設例3〉

(1) 宅 地 100㎡ 自用地としての評価額 20,000,000円

この宅地は、被相続人甲がAから賃貸借契約により借り受けていたものである。

(2) 家 屋 150㎡ 自家用屋としての評価額 8,000,000円

この家屋は、(1)の宅地の上に建てられているものであり、賃貸借契約により第三者に貸し付けられていた。

〈設例4〉

(1) 宅 地 120㎡ 自用地としての評価額 25,200,000円

この宅地は、被相続人甲がBから賃貸借契約により借り受けていたものである。

(2) 家 屋 180㎡ 自家用屋としての評価額 9,000,000円

この家屋は、(1)の宅地の上に建てられているものであり、被相続人甲の居住の用に供されていた。

解 答 P.120

問題10 取引相場のない株式（評価方式の判定）

ランク 標準時間
B 10分

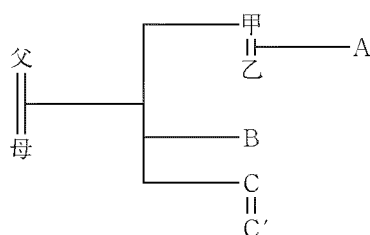
〈設例1〉

次の（資料）に基づき乙、A、母、B及びCの株式（取引相場のない株式）の評価方式（原則的評価方式又は特例的評価方式）を判定しなさい。

（資料）

甲の相続開始時の相続人等及び議決権の所有状況は、次のとおりである。

なお、乙、A、母、B及びCはこの会社の役員ではない。



株 主	取得後の議決権数
乙	1,500個
A	400個
母	1,200個
B	300個
C	500個
他人丙グループ	2,700個
他人丁グループ	2,300個
そ の 他	1,100個
合 計	10,000個

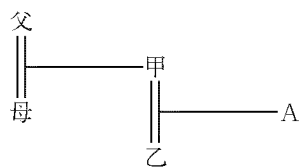
〈設例2〉

次の（資料）に基づき乙、A及び母の株式（取引相場のない株式）の評価方式（原則的評価方式又は特例的評価方式）を判定しなさい。

（資料）

甲の相続開始時の相続人等及び株式（すべて普通株式）の所有状況は、次のとおりである。

なお、乙、A及び母はこの会社の役員ではない。



株 主	取得後の所有株式数
乙	70,000株
A	30,000株
母	20,000株
他人丙グループ	140,000株
他人丁グループ	130,000株
そ の 他	110,000株
合 計	500,000株

解 答 P.121

問題11

取引相場のない株式（類似業種比準価額・配当還元価額）

ランク 標準時間
B 12分

次の〈設例〉に基づいて、配偶者乙が取得したS社株式の評価額を求めなさい。

〈設例〉

配偶者乙は、被相続人甲（令和9年3月31日死亡）からS社株式3,000株を相続により取得した。

（資料）

1. 取引相場のない株式（評価上の区分は中会社）
2. 株主の構成（被相続人甲の株式を相続人等が取得した後）

	（株式数）	（議決権数）
配偶者乙	3,000株	30個
甲の子A	3,000株	30個
甲の母	3,000株	30個
甲の弟丙	21,000株	210個
他人O	35,000株	350個
その他少数株主	35,000株	350個
合 計	100,000株	1,000個

被相続人甲の同族関係者にS社の役員はいない。

3. S社の事業年度は1年で、決算期は12月である。
4. S社の直前期末における資本金等の額等（直前期末以前2年間に増資等が行われていない。）

資本金等の額	50,000,000円
発行済株式数	100,000株

5. S社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

令和8年12月期末以前1年間の年配当金額	0円
令和7年12月期末以前1年間の年配当金額	4,500,000円
令和6年12月期末以前1年間の年配当金額	4,000,000円
令和8年12月期末以前1年間の利益金額	42,500,000円
令和7年12月期末以前1年間の利益金額	41,000,000円
令和6年12月期末以前1年間の利益金額	40,000,000円
令和8年12月期末における純資産価額（帳簿価額）	176,200,000円
令和7年12月期末における純資産価額（帳簿価額）	150,000,000円
令和6年12月期末における純資産価額（帳簿価額）	135,000,000円

6. 類似業種の株価

令和9年3月	350円
令和9年2月	359円
令和9年1月	365円
令和8年平均	362円
令和9年3月以前2年間の平均	345円

7. 類似業種の比準要素

配当金額	3.8円
年利益金額	28円
純資産価額（帳簿価額）	220円

8. S社の1株当たりの純資産価額（相続税評価額） 1,800円

9. Lの割合 0.60

解 答 P.122

問題12 取引相場のない株式（比準要素の算定方法）

ランク 標準時間
B 10分

次の（資料）に基づき、S社の1株当たりの類似業種比準価額（財産評価基本通達184に規定する類似業種比準価額の修正前の金額）を計算しなさい。

なお、課税時期は令和9年6月9日である。

（資料）

- (1) S社の発行済株式数は200,000株であり、その株式は「取引相場のない株式」に該当する。
- (2) S社の評価上の会社規模の区分は大会社である。
- (3) S社の比準要素の金額の計算の基となる各事業年度における配当金額に関する資料は次のとおりである。

- ① 令和8年7月1日～令和9年6月30日の事業年度

5,000,000円（令和8年8月10日株主総会決議）

- ② 令和7年7月1日～令和8年6月30日の事業年度

6,000,000円（令和7年8月12日株主総会決議）

（注） 6,000,000円のうち、2,000,000円は創立100周年の記念配当である。

- ③ 令和6年7月1日～令和7年6月30日の事業年度

5,000,000円（令和6年8月11日株主総会決議）

- (4) S社の比準要素の金額の計算の基となる各事業年度における利益金額に関する資料は次のとおりである。

- ① 令和8年7月1日～令和9年6月30日の事業年度

(イ) 法人税の課税所得金額 100,000,000円

内 事業の用に供していた機械装置の売却損 2,000,000円

(ロ) 受取配当等の益金不算入額 1,000,000円

(ハ) (ロ)の配当等に係る所得税額に相当する金額 153,150円

- ② 令和7年7月1日～令和8年6月30日の事業年度

(イ) 法人税の課税所得金額 50,000,000円

内 借地権の売却益 1,000,000円

内 事業の用に供していた車両運搬具の除却損 2,000,000円

(ロ) 受取配当等の益金不算入額 800,000円

(ハ) (ロ)の配当等に係る所得税額に相当する金額 122,520円

- ③ 令和6年7月1日～令和7年6月30日の事業年度
- | | |
|---------------------------|-------------|
| (イ) 法人税の課税所得金額 | 40,000,000円 |
| 内 保険差益の金額 | 2,000,000円 |
| (ロ) 受取配当等の益金不算入額 | 900,000円 |
| (ハ) (ロ)の配当等に係る所得税額に相当する金額 | 137,835円 |
| (ニ) 損金の額に算入された繰越欠損金の控除額 | 2,000,000円 |
- (5) S社の比準要素の金額の計算の基となる純資産価額に関する資料は次のとおりである。
- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 令和9年6月30日現在の資本金等の額 | 100,000,000円 |
| ② 令和9年6月30日現在の利益積立金額 | 300,000,000円 |
| ③ 令和8年6月30日現在の資本金等の額 | 100,000,000円 |
| ④ 令和8年6月30日現在の利益積立金額 | 200,000,000円 |
- (6) S社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は以下のとおりである。
- A 株 価：令和9年6月356円、5月362円、4月350円
 令和8年平均320円
 令和9年6月以前2年間の平均340円
- B 配 当 金 額：4.7円
- C 利 益 金 額：18円
- D 簿価純資産額：246円

解 答 P.123

問題13 取引相場のない株式（類似業種の選択）

ランク 標準時間
A 3分

次の（資料）に基づき、評価会社の1株当たりの類似業種比準価額を求めなさい。

（資料）

1. 評価会社は、「その他の製造業」を営む会社で、取引相場のない株式の評価上「小会社」に該当する。
2. 評価会社の直前期末の1株当たりの資本金等の額 500円
3. 評価会社の直前期末の1株（50円）当たりの配当金額等
 - (1) 1株当たりの配当金額 4.2円
 - (2) 1株当たりの年利益金額 18円
 - (3) 1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額） 235円
4. 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等（本年分）（抜粋）

（単位：円）

業 種 目			B	C	D	A
大	分 類		配当 金額	利益 金額	簿価 純資産 価額	株価
	中	分 類				
		小 分 類				
製造業			3.5	17	222	172
	繊維工業		3.3	14	199	122
	ゴム製品製造業		2.8	10	194	145
	その他の製造業		3.1	13	198	121
生活関連サービス業、娯楽業			4.4	30	213	194
	娯楽業		3.5	18	196	176

（注）業種目別株価等の数値は、仮定の数値である。

解 答 P.123

総合問題編

第1問

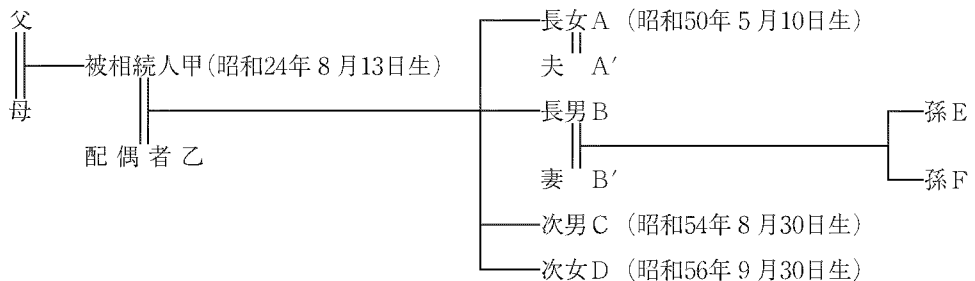
総合問題Ⅰ（巻末答案用紙使用）－50点－

ランク 標準時間
A 70分

下記の【資料1】及び【資料2】に基づき、各相続人等の納付すべき相続税額を計算の過程を明らかにして求めなさい。なお、各相続人等の課税価格に算入される金額の計算に当たって2以上の計算方法がある場合には、特に指示されている事項を除き、各相続人等の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとし、各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数を調整しないで計算するものとする。また、宅地G及び宅地Hを一体として評価する場合には、宅地Gの欄に記入する。

【資料1】

- 被相続人甲は、令和9年4月5日自宅において死亡し、相続人等は全員同日相続の開始を知った。なお、被相続人甲は相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。また、生前より日本国外に住所を有していたことはない。
- 被相続人甲の相続人等は次の図に示すとおりである。



- 被相続人甲と配偶者乙との婚姻期間は相続開始時において57年10月である。
- 長男Bは令和元年11月7日に死亡しているが、長男Bの死亡について相続税の課税関係は生じていない。また、父は令和3年1月23日に死亡しており、被相続人甲は父の相続を適法に放棄し、遺贈により財産を取得しているが、その申告内容は次のとおりである。

遺贈財産の価額	33,000,000円
債務控除額	—
生前贈与加算額	4,000,000円
課税価格	37,000,000円
納付税額	4,500,000円

- 次女Dは平成31年2月20日以降ニューヨークに住所を有しているが、相続開始時において日本国籍を有している。
- 妻B'及び孫Eは相続開始時においてニューヨークに住所を有しており、孫Eは相続開始時において日本国籍を有している。
- 被相続人甲の相続開始時において、長女Aは特別障害者、次女Dは一般障害者に該当している。なお、障害者控除額の計算上、控除不足額がある場合には、次男Cの算出相続税額から控除することとする。

- (6) 特に記載のある者を除き、いずれも相続開始時において日本に住所を有している。
- (7) 孫Fは令和9年6月2日に家庭裁判所に申述して、適法に相続の放棄をしている。
- (8) 生年月日の記載のない者は、全員18歳以上である。

3. 被相続人甲は生前に公正証書による遺言書を作成しており、その内容は次のとおりである。

なお、各受遺者はこの遺言書に基づきそれぞれ次の財産を取得した。

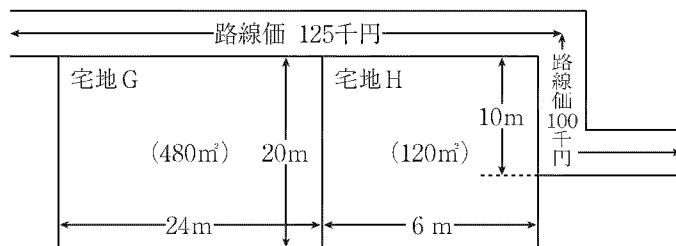
(注) 1 宅地及び家屋は、すべて借地権割合が60%、借家権割合が30%である地域に所在しているものとする。

2 宅地等の評価において、地積規模の大きな宅地を考慮する必要はない。

3 利子等の計算において、源泉徴収されるべき税額を計算する必要がある場合には、20.315%の率とする。

(1) 宅地Gは、配偶者乙に遺贈する。

この宅地は路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。



(2) 宅地Hは、長女Aに遺贈する。

この宅地は路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は(1)のとおりである。

なお、この宅地は被相続人甲が駐車場として相当の対価を得て、令和3年6月より第三者に貸し付けていたものであるが、申告期限までに売却されている。

(3) 家屋Gは、配偶者乙に遺贈する。

この家屋（固定資産税評価額4,000,000円）は被相続人甲及び配偶者乙の居住の用に供されていたものであり、上記(1)の宅地Gの上に存するものである。

(4) 附属設備は、配偶者乙に遺贈する。

この附属設備は上記(3)の家屋Gと構造上一体となっている給排水設備であり、精通者意見価格は、1,200,000円である。

(5) 構築物は、長女Aに遺贈する。

この構築物は上記(2)の宅地Hの上に舗装したアスファルトであり、その評価等に必要資料は次のとおりである。

① 課税時期において新たに設備するために要する費用の額の合計額	6,000,000円
② この構築物を設備した際に要した費用の額の合計額	6,400,000円
③ 建築の時から課税時期までの定率法による償却費の額の合計額	2,000,000円
④ 建築の時から課税時期までの定額法による償却費の額の合計額	1,500,000円

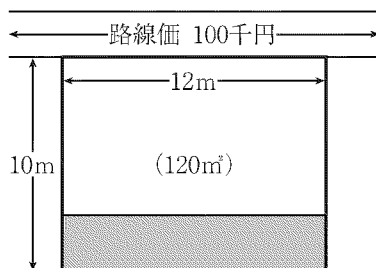
- (6) 自家用車は、配偶者乙に遺贈する。

この自家用車の評価等に必要な資料は次のとおりである。

- | | |
|---------------------------|------------|
| ① 販売店で購入した際の価額 | 3,400,000円 |
| ② 同種同規格の新品の課税時期における小売価額 | 3,800,000円 |
| ③ 課税時期において中古車で売却する場合の価額 | 1,360,000円 |
| ④ 取得の時から課税時期までの定率法による減価の額 | 2,150,000円 |
| ⑤ 取得の時から課税時期までの定額法による減価の額 | 1,750,000円 |

- (7) 空き地は、配偶者乙に遺贈する。

この宅地は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。



■ はかけ地部分（30㎡）である。なお、かけ地の傾斜は北東向きである。

- (8) 家庭用財産（時価評価額3,200,000円）は、配偶者乙に遺贈する。

このうちには墓地の価額1,800,000円が含まれている。

- (9) I 株式会社（以下「I 社」という。）の株式15,000株は、次男 C に遺贈する。

この株式の評価等に必要な資料は次のとおりである。

- ① I 社の資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。）は40,000,000円であり、発行済株式総数は80,000株（すべて普通株式）である。
- ② I 社の事業年度は1年で、決算期は4月末である。
- ③ I 社は小売業を営む会社で、その株式は取引相場のない株式に該当し、評価上の区分は「中会社」、Lの割合は0.75である。
- ④ I 社の相続開始直前の株主の構成は次のとおりである。

被相続人甲	15,000株	孫 F	4,300株
長女 A	8,200株	友人丙	32,100株
次男 C	2,000株	その他少数株主	18,400株

- ⑤ 相続開始時において、長女 A、次男 C 及び孫 F は役員に該当しない。

⑥ 類似業種の比準要素等は、次のとおりである。

(イ) 類似業種の株価

令和9年4月	145円
令和9年3月	148円
令和9年2月	144円
令和9年1月	138円
令和8年平均	140円
令和9年4月以前2年平均	142円

(ロ) 類似業種の1株当たりの配当金額 2.0円

(ハ) 類似業種の1株当たりの年利益金額 20円

(ニ) 類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額） 80円

⑦ I社の比準要素の金額の計算の基礎となる金額は、次のとおりである。

(イ) 令和8年4月期末以前1年間の年配当金額 3,400,000円

(ロ) 令和7年4月期末以前1年間の年配当金額 3,000,000円

(ハ) 令和8年4月期末以前1年間の利益金額 33,600,000円

(ニ) 令和7年4月期末以前1年間の利益金額 32,000,000円

(ホ) 直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額 8,000,000円

⑧ 課税時期におけるI社の資産及び負債の額は、次のとおりである。

(イ) 資産の金額（帳簿価額によって計算した金額） 97,500,000円

(ロ) 資産の金額（相続税評価額によって計算した金額） 150,000,000円

(ハ) 負債の金額（帳簿価額によって計算した金額） 46,050,000円

(ニ) 負債の金額（相続税評価額によって計算した金額） 46,050,000円

⑨ 評価差額に対する法人税額等相当額を計算する際の率は、38%の率とする。

(10) 上場株式12,000株は、次女Dに遺贈する。

この株式は東京証券取引所に上場されている株式であり、その株価の状況は次のとおりである。

① 令和9年4月5日の最終価格 752円

② 令和9年4月の毎日の最終価格の月平均額 750円

③ 令和9年3月の毎日の最終価格の月平均額 753円

④ 令和9年2月の毎日の最終価格の月平均額 759円

(11) 動産（時価評価額4,200,000円）は、次女Dに遺贈する。

(12) 定期預金は、孫Eへ遺贈する。

この定期預金は、三重県津市にあるJ銀行のK支店に預けられているものであり、その評価に必要な資料は次のとおりである。

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 預入高 | 10,000,000円 |
| ② 満期日の約定利率 | 年0.6% |
| ③ 課税時期の解約利率 | 年0.5% |
| ④ 預入日 | 令和8年6月17日 |

(13) 日本国債（時価評価額9,739,000円）は、孫Eへ遺贈する。

4. 相続開始時における被相続人甲の遺産で、上記3により遺贈されたもの以外のもの（預貯金等の流動資産である。）は、209,000,000円である。この遺産については、相続税の申告期限までに各共同相続人間で分割協議が行われ、その結果、各相続人が民法第900条〔法定相続分〕及び第901条〔代襲相続分〕の規定による相続分に応じて取得した。

5. 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、配偶者乙、長女A及び次男Cが次のとおり負担した。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 土地購入未払金 | 56,500,000円……配偶者乙 |
| (2) 銀行借入金 | 15,284,000円……長女A |
| (3) 未払医療費 | 9,009,000円……次男C |
| (4) 友人丙からの借入金 | 11,476,000円……次男C |

6. 上記のほか、次の事実が判明している。

(1) 被相続人甲の葬式に関連した費用等は次のとおりであり、配偶者乙、次男C及び次女Dが次のとおり負担した。

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 通夜費用 | 1,770,000円……配偶者乙 |
| ② 本葬式費用 | 8,270,000円……次男C |
| ③ お布施 | 200,000円……次女D |
| ④ 火葬場へのタクシー代 | 31,000円……配偶者乙 |

また、香典収入1,500,000円は配偶者乙が取得した。

- (2) 相続開始時において、被相続人甲が保険料の全部又は一部を負担していた生命保険契約は次のとおりである。

契約者	被保険者	受取人	契約金額 保 險 金 額	保険料負担者 及び負担金額	解約返戻金
被相続人甲	被相続人甲	長女A	6,000,000円	被相続人甲 1,000,000円	—
次男C	次男C	配偶者乙	10,000,000円	被相続人甲 1,500,000円	800,000円
次男C	被相続人甲	次男C	5,500,000円	被相続人甲 1,300,000円	—
長女A	長女A	配偶者乙	15,000,000円	被相続人甲 500,000円 長女A 500,000円	420,000円
配偶者乙	配偶者乙	被相続人甲	30,000,000円	被相続人甲 3,500,000円	1,700,000円
被相続人甲	被相続人甲	孫F	13,600,000円	被相続人甲 2,000,000円	—

- (3) 被相続人甲の生前の勤務先であったL社から死亡退職金8,000,000円及び功労金2,000,000円が配偶者乙に支給された。
- (4) 被相続人甲の生前において、相続人等は生計の資本等として、次の贈与を受けている。
なお、次男C以外の者は相続時精算課税選択届出書を提出していない。

贈与年月日	受贈者	贈与者	受贈財産	贈与時の時価
令和5年4月5日	配偶者乙	被相続人甲	上場株式	3,500,000円
令和5年4月18日	次男C	被相続人甲	骨とう品	9,500,000円
令和6年3月25日	長女A	被相続人甲	現金	3,000,000円
令和6年5月3日	長女A	配偶者乙	動産	1,000,000円
令和8年10月1日	次男C	被相続人甲	現金	4,600,000円
令和9年2月19日	次女D	被相続人甲	現金	1,000,000円

(注) 次男Cは、令和5年の贈与税の申告において、被相続人甲からの贈与について相続時精算課税選択届出書を提出している。

7. 特に指示のないものは、在内財産に該当する。

【資料2】

1. 宅地の価額を求める場合における奥行価格補正率等（普通住宅地区）

(1) 奥行価格補正率

4 m 以上 6 m 未満	0.92	6 m 以上 8 m 未満	0.95	8 m 以上 10 m 未満	0.97
10 m 以上 24 m 未満	1.00	24 m 以上 28 m 未満	0.97	28 m 以上 32 m 未満	0.95

(2) 側方路線影響加算率

角 地	0.03
準角地	0.02

(3) 間口狭小補正率

4 m 以上 6 m 未満	0.94	6 m 以上 8 m 未満	0.97
---------------	------	---------------	------

(4) 奥行長大補正率

2 以上 3 未満	0.98	3 以上 4 未満	0.96
-----------	------	-----------	------

(5) がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積				
	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 〃	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 〃	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 〃	0.85	0.84	0.82	0.78

2. 相続税の速算表

各法定相続人の 取得金額	税 率 (%)	控 除 額	各法定相続人の 取得金額	税 率 (%)	控 除 額
10,000千円以下	10	0千円	200,000千円以下	40	17,000千円
30,000千円以下	15	500千円	300,000千円以下	45	27,000千円
50,000千円以下	20	2,000千円	600,000千円以下	50	42,000千円
100,000千円以下	30	7,000千円	600,000千円超	55	72,000千円

3. 贈与税の速算表

(1) 相続税法第21条の7の規定に係る贈与税の速算表

基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

(2) 租税特別措置法第70条の2の5の規定に係る贈与税の速算表

基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

解 答 P.146

個別解答編

問題 1

解答

設 例 1	乙 A B X	設 例 2	乙 A B
設 例 3	乙 A B X	設 例 4	乙 B
設 例 5	乙 B C D E X	設 例 6	乙 B C F
設 例 7	乙 D		

問題 2

解答

設 例 1	乙 C	設 例 2	乙 A B C
-------------	--------	-------------	------------------

問題 3

解答

	相 続 人	相 続 分		相 続 人	相 続 分
設 例 1	乙 $A \cdot C \cdot D$	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	設 例 2	乙 弟・妹	$\frac{3}{4}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$
	相 続 人	相 続 分		相 続 人	相 続 分
設 例 3	乙 $A_1 \cdot A_2$ $B \cdot C$	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	設 例 4	乙 $A_1 \cdot A_2$ B	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$
	相 続 人	相 続 分		相 続 人	相 続 分
設 例 5	乙 $B \cdot C$ E $H \cdot I$	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$	設 例 6	乙 A $B_1 \cdot B_2$ C	$\frac{3}{4}$ $\frac{1}{4} \times \frac{2}{5}$ $\frac{1}{4} \times \frac{2}{5} \times \frac{1}{2}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{5}$
	相 続 人	相 続 分		相 続 人	相 続 分
設 例 7	乙 $A \cdot C$	$\frac{3}{4}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$	設 例 8	乙 A_1 A_2 $B \cdot C$	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$
	相 続 人	相 続 分			
設 例 9	乙 $B \cdot C$ $E \cdot G$	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$			

問題 4

解答

〈設例 1〉 (単位：円)

A	$2,000,500 + 1,555,000 - 1,100,000 = 2,455,000$ (千円未満切捨) $2,455,000 \times 15\% - 100,000 = 268,200$ (百円未満切捨)
---	--

〈設例 2〉 (単位：円)

B	$(7,300,000 - 1,100,000) \times 40\% - 1,250,000 = 1,230,000$
---	---

〈設例 3〉 (単位：円)

C	$(4,000,000 + 2,500,000 - 1,100,000) \times 20\% - 300,000 = 780,000$ (注) (注) $4,000,000 \times \frac{2,000,000}{1,200,000 + 2,000,000} = 2,500,000$
---	--

〈設例 4〉 (単位：円)

D	$(1) \textcircled{1} (3,000,000 + 7,000,000 - 1,100,000) \times 30\% - 900,000 = 1,770,000$ $\textcircled{2} \textcircled{1} \times \frac{7,000,000}{3,000,000 + 7,000,000} = 1,239,000$ $(2) \textcircled{1} (3,000,000 + 7,000,000 - 1,100,000) \times 40\% - 1,250,000 = 2,310,000$ $\textcircled{2} \textcircled{1} \times \frac{3,000,000}{3,000,000 + 7,000,000} = 693,000$ $(3) (1) + (2) = 1,932,000$
---	---

〈設例 5〉 (単位：円)

E	$(1) \textcircled{1} (1,950,000 + 4,500,000 - 1,100,000) \times 20\% - 300,000 = 770,000$ $\textcircled{2} \textcircled{1} \times \frac{4,500,000}{1,950,000 + 4,500,000} = 537,209$ (円未満切捨) $(2) \textcircled{1} (1,950,000 + 4,500,000 - 1,100,000) \times 30\% - 650,000 = 955,000$ $\textcircled{2} \textcircled{1} \times \frac{1,950,000}{1,950,000 + 4,500,000} = 288,720$ (円未満切捨) $(3) (1) + (2) = 825,900$ (百円未満切捨)
---	--

問題 5

解答

(単位：円)

〈設例 1〉	$\{(100,000 \times 1.00) + (75,000 \times 1.00 \times 0.03 \times \frac{10m}{15m})\} \times 300m^2 = 30,450,000$
〈設例 2〉	$(200,000 \times 1.00) + (190,000 \times 1.00 \times 0.02 \times \frac{12m}{18m}) = 202,533$ (円未満切捨) $202,533 \times 270m^2 = 54,683,910$
〈設例 3〉	$\{(150,000 \times 1.00) + (100,000 \times 1.00 \times 0.03)\} \times 240m^2 = 36,720,000$

問題 6

解答

(単位：円)

〈設例 1〉	(注) $190,000 \times 1.00 \times 720m^2 = 136,800,000$ (注) $\frac{200,000 \times 30m + 160,000 \times 10m}{40m} = 190,000$
〈設例 2〉	(注) $\{(300,000 \times 1.00) + (250,400 \times 1.00 \times 0.08)\} \times 675m^2 = 216,021,600$ (注) $\frac{260,000 \times 13m + 240,000 \times 12m}{25m} = 250,400$
〈設例 3〉	(注) $505,000 \times 0.95 = 479,750 < 495,000 \times 1.00 = 495,000$ (注) $\frac{505,000 \times 10m + 490,000 \times 20m}{30m} = 495,000$ $\{(495,000 \times 1.00) + (505,000 \times 0.95 \times 0.02)\} \times 600m^2 = 302,757,000$

問題 7

解答

〈設例 1〉	乙 A	(X 部分) $\{(300,000 \times 1.00) + (250,000 \times 1.00 \times 0.03)\} \times 195m^2 = 59,962,500$ (Y 部分) $300,000 \times 1.00 \times 195m^2 = 58,500,000$
〈設例 2〉	乙	$\{(400,000 \times 0.97) + (350,000 \times 1.00 \times 0.08) + (300,000 \times 0.97 \times 0.05)\} \times 560m^2 = 241,108,000$
〈設例 3〉	乙	$\{(300,000 \times 1.00) + (200,000 \times 1.00 \times 0.02)\} \times 330m^2 = 100,320,000$ $100,320,000 \times 0.6 = 60,192,000$
〈設例 4〉	乙	$\{(240,000 \times 1.00) + (180,000 \times 0.97 \times 0.08)\} \times 700m^2 = 177,777,600$ (1) X 借地権 $\left\{ \begin{array}{l} \frac{400m^2}{700m^2} \times 0.7 = 71,111,040 \\ \frac{300m^2}{700m^2} = 76,190,400 \end{array} \right.$ (2) Y 宅地 (3) (1)+(2) = 147,301,440

問題 8

解答

(単位：円)

〈設例 1〉	$250,000 \times 0.95 \times 0.88 \times 480\text{m}^2 = 100,320,000$ (注) $\frac{160\text{m}^2}{480\text{m}^2} = 0.33 \quad \therefore 0.88$
〈設例 2〉	$250,000 \times 1.00 \times 0.85 \times 200\text{m}^2 = 42,500,000$ (注) $\frac{80\text{m}^2}{200\text{m}^2} = 0.4 \quad \therefore 0.85$
〈設例 3〉	$100,000 \times 1.00 \times 0.78 \times 320\text{m}^2 = 24,960,000$ (注)(1) $\frac{200\text{m}^2}{320\text{m}^2} = 0.62 \quad \therefore \text{南} \cdots 0.79 \quad \text{東} \cdots 0.77$ (2) $\frac{0.79 + 0.77}{2} = 0.78$

問題 9

解答

(単位：円)

〈設例 1〉	宅 地	$45,000,000 \times (1 - 0.7 \times 0.3) = 35,550,000$
	家 屋	$6,000,000 \times (1 - 0.3) = 4,200,000$
〈設例 2〉	宅 地	$30,000,000 \times (1 - 0.7) = 9,000,000$
〈設例 3〉	宅 地	$20,000,000 \times 0.7 \times (1 - 0.3) = 9,800,000$
	家 屋	$8,000,000 \times (1 - 0.3) = 5,600,000$
〈設例 4〉	宅 地	$25,200,000 \times 0.7 = 17,640,000$
	家 屋	9,000,000

問題10

解答

〈設例1〉	(1) 同族株主等の判定 $39\% \geq 30\%$、かつ、他に50%超のグループなし。 ① 同族株主 (2) 取得者の判定 乙（乙・A・母） $31\% \geq 25\%$ ② 中心的な同族株主…原則的評価方式 A（A・乙・母） $31\% \geq 25\%$ ② 中心的な同族株主…原則的評価方式 母（母・B・C・A・乙） $39\% \geq 25\%$ ② 中心的な同族株主…原則的評価方式 B（B・母・C） $20\% < 25\%$ ③ 中心的な同族株主以外 $3\% < 5\%$、かつ、役員以外…特例的評価方式 C（C・母・B） $20\% < 25\%$ ③ 中心的な同族株主以外 $5\% \geq 5\%$…原則的評価方式
〈設例2〉	(1) 同族株主等の判定 ① $24\% < 30\%$、かつ、他に30%以上のグループなし。 ① 同族株主なし。 ② $24\% \geq 15\%$ (2) 取得者の判定 乙 $14\% \geq 10\%$ ② 中心的な株主…原則的評価方式 A $6\% < 10\%$ ③ 中心的な株主以外 $6\% \geq 5\%$…原則的評価方式 母 $4\% < 10\%$ ③ 中心的な株主以外 $4\% < 5\%$、かつ、役員以外…特例的評価方式

問題11

解答

(単位：円)

(1) 評価方式の判定

① 同族株主等の判定

30%≧30%、かつ、他に50%超のグループなし。 ∴同族株主

② 取得者の判定

乙(乙・A・母) 9%<25% ∴中心的な同族株主以外

3%<5%、かつ、役員以外

他に中心的な同族株主あり。…特例的評価方式

(2) 年配当金額

$$\frac{(0 + 4,500,000) \times \frac{1}{2}}{\text{(注1) } 1,000,000 \text{株}} = 2.25 < 2.5 \quad \therefore 2.5$$

(注1) 50,000,000 ÷ 50 = 1,000,000株

(3) 比率要素

⑤…2.2 (0.1円未満切捨)

③…① $\frac{42,500,000}{1,000,000 \text{株}} = 42$ (円未満切捨)

$$\text{② } \frac{(42,500,000 + 44,000,000) \times \frac{1}{2}}{1,000,000 \text{株}} = 43 \text{ (円未満切捨)}$$

③ ①<② ∴42

⑥… $\frac{176,200,000}{1,000,000 \text{株}} = 176$ (円未満切捨)

(4) 評価額

① 配当還元価額

$$\frac{2.5 \times \text{(注2) } 500}{10\%} = 250$$

$$\text{(注2) } \frac{50,000,000}{100,000 \text{株}} = 500$$

② 原則的評価額

$$\text{(注3) } 1,800 \times 0.60 + 1,440 \times (1 - 0.60) = 1,656$$

(注3)(イ) 類似業種比準価額

$$\text{⑦ } \frac{\text{(注4) } \left[\frac{2.2}{3.8} (0.57) + \frac{42}{28} + \frac{176}{220} \right]}{3} (0.95) \times 0.6 = 196.6 \text{ (0.1円未満切捨)}$$

(注4) (a) 350 (b) 359 (c) 365 (d) 362 (e) 345 ∴345

$$\text{⑧ } \text{④} \times \frac{500}{50} = 1,966$$

(ロ) 純資産価額

1,800

(イ) (イ)>(ロ) ∴1,800

$$\text{(注5) } 1,800 \times \frac{\text{(注6) } 80}{100} = 1,440$$

(注6) 30%≧50% ∴ $\frac{80}{100}$ 適用あり。

③ ①<② ∴250

$$250 \times 3,000 \text{株} = 750,000$$

問題12

解答

(単位：円)

(1) 基準要素

$$\text{⑤} \dots \frac{\{(6,000,000 - 2,000,000) + 5,000,000\} \times \frac{1}{2}}{\text{(注1) } 2,000,000 \text{株}} = 2.2 \text{ (0.1円未満切捨)}$$

(注1) $100,000,000 \div 50 = 2,000,000 \text{株}$

$$\text{⑥} \dots \text{①} \frac{\text{(注2) } 50,678,000}{2,000,000 \text{株}} = 25 \text{ (円未満切捨)}$$

$$\text{(注2)} \quad 50,000,000 - \text{(注3)} 0 + \text{(注4)} (800,000 - 122,000) = 50,678,000$$

$$\text{(注3)} \quad 1,000,000 - 2,000,000 < 0 \quad \therefore 0$$

(注4) 千円未満切捨

$$\text{②} \frac{(50,678,000 + \text{(注5) } 40,763,000) \times \frac{1}{2}}{2,000,000 \text{株}} = 22 \text{ (円未満切捨)}$$

$$\text{(注5)} \quad 10,000,000 - 2,000,000 + \text{(注6)} (900,000 - 137,000) + 2,000,000 = 40,763,000$$

(注6) 千円未満切捨

$$\text{③} \quad \text{①} > \text{②} \quad \therefore 22$$

$$\text{⑦} \dots \frac{100,000,000 + 200,000,000}{2,000,000 \text{株}} = 150$$

(2) 類似業種比準価額

$$\text{①} \quad \frac{\text{(注7)} \left\{ \frac{2.2}{4.7} (0.46) \times \frac{22}{18} (1.22) + \frac{150}{246} (0.60) \right\}}{3} \times 0.7 = 170.2 \text{ (0.1円未満切捨)}$$

$$\text{(注7)} \quad \text{(イ)} 356 \text{ (ロ)} 362 \text{ (ハ)} 350 \text{ (ニ)} 320 \text{ (ホ)} 340 \quad \therefore 320$$

$$\text{②} \quad \text{①} \times \frac{\text{(注8) } 500}{50} = 1,702$$

$$\text{(注8)} \quad \frac{100,000,000}{200,000 \text{株}} = 500$$

問題13

解答

(単位：円)

(1) その他の製造業 (中分類)

$$121 \times \left[\frac{\frac{4.2}{3.1} (1.35) + \frac{18}{13} (1.38) + \frac{235}{198} (1.18)}{3} \right] (1.30) \times 0.5 = 78.6 \text{ (0.1円未満切捨)}$$

(2) 製造業 (大分類)

$$172 \times \left[\frac{\frac{4.2}{3.5} + \frac{18}{17} (1.05) + \frac{235}{222} (1.05)}{3} \right] \times 0.5 = 94.6$$

$$\text{(3)} \quad (1) < (2) \quad \therefore 78.6$$

$$\text{(4)} \quad (3) \times \frac{500}{50} = 786$$

総合解答編

解答

Ⅰ 各人の課税価格の計算

1. 特定遺贈財産価額の計算			(単位：円)
財産の種類	計 算 過 程	取得者	金 額
宅 地 G	$125,000 \times 1.00 \times 480\text{m}^2 = 60,000,000$	乙	60,000,000①
宅 地 II	$\{(125,000 \times 1.00) + (100,000 \times 0.95 \times 0.02 \times \frac{10\text{m}}{20\text{m}}\text{①})\} \times 0.97 \times \text{(注)} 0.96$ $= 117,284\text{①}$ (円未満切捨) (注) $\frac{20\text{m}}{6\text{m}} = 3.33 \therefore 0.96$ $117,284 \times 120\text{m}^2 = 14,074,080$	A	14,074,080①
家 屋 G	$4,000,000 \times 1.0 = 4,000,000$	乙	4,000,000
附 属 設 備	家屋の評価額に含まれているため評価しない。①	乙	—
構 築 物	$(6,000,000 - 2,000,000) \times \frac{70}{100} = 2,800,000$	A	2,800,000①
自 家 用 車		乙	1,360,000①
空 き 地	$100,000 \times 1.00 \times \text{(注)} 0.89 \times 120\text{m}^2 = 10,680,000$ (注)(1) $\frac{30\text{m}}{120\text{m}} = 0.25 \therefore \text{東}0.91 \text{ 北}0.88$ (2) $\frac{0.91 + 0.88}{2} = 0.89$ (小数点以下2位未満切捨)	乙	10,680,000①
家 庭 用 財 産	$3,200,000 - \text{(注)} 1,800,000 = 1,400,000$ (注) 墓地は相続税の非課税	乙	1,400,000①
I 社 株 式	(1) 評価方式の判定 ① 同族株主等の判定 $36.87\% \geq 30\%$ 、かつ、他に50%超のグループなし。 $\therefore$ 同族株主 ② 取得者の判定 $C (C \cdot A) 31.5\% \geq 25\%$ $\therefore$ 中心的な同族株主…原則的評価方式 (2) 比準要素 ① $\text{①} \dots \frac{(3,400,000 + 3,000,000) \times \frac{1}{2}}{\text{(注1)} 800,000\text{株}} = 4$ (注1) $40,000,000 \div 50 = 800,000\text{株}$		

(10点)

1. 特定遺贈財産価額の計算（続き）				(単位：円)		
財 産 の 種 類	計 算 過 程			取 得 者	金 額	
(I 社 株 式)	③…①	$\frac{33,600,000}{800,000株} = 42$ ①				
	②	$\frac{(33,600,000 + 32,000,000) \times \frac{1}{2}}{800,000株} = 41$				
	③	①>② ∴ 41				
	①…①	$\frac{40,000,000 + 8,000,000}{800,000株} = 60$				
	(3) 評価額					
	(注2)	$1,050 \times 0.75 + (注5) 840 \times (1 - 0.75) = 997$ (円未満切捨)				
	(注2)①	類似業種比準価額				
	(イ)	$(注3) \frac{1}{140} \times \left[\frac{\frac{4}{2.0} + \frac{41}{20} + \frac{60}{80}}{3} \right] \times 0.6 = 134.4$				
	(注3)	㉔ 145 ㉕ 148 ㉖ 144 ㉗ 140 ㉘ 142 ∴ 140				
	(ロ)	$(イ) \times \frac{(注4) 500}{50} = 1,344$ ①				
	(注4)	$\frac{40,000,000}{80,000株} = 500$				
	② 純資産価額					
	(イ)	$(150,000,000 - 46,050,000) - (97,500,000 - 46,050,000) = 52,500,000$				
	(ロ)	$(イ) \times 38\% = 19,950,000$				
	(ハ)	$150,000,000 - 46,050,000 - (ロ) = 84,000,000$				
	(ニ)	$\frac{(ハ)}{80,000株} = 1,050$				
	③	①>② ∴ 1,050①				
	(注5)	$1,050 \times (注6) \frac{80}{100} = 840$ ①				
	(注6)	$36.87\% \leq 50\% \quad \therefore \frac{80}{100}$ 適用あり。				
	$997 \times 15,000株 = 14,955,000$			C	14,955,000①	
上 場 株 式	(1) 752 (2) 750 (3) 753 (4) 759 ∴ 750					
	$750 \times 12,000株 = 9,000,000$				D	9,000,000①
動 産				D	4,200,000①	

（7点）

1. 特定遺贈財産価額の計算（続き）				(単位：円)		
財産の種類	計算過程			取得者	金額	
定期預金	$10,000,000 + (\text{注1})40,000 - (\text{注2})8,126 = 10,031,874$			E	<u>10,031,874①</u>	
	$(\text{注1}) \quad 10,000,000 \times 0.5\% \times \frac{292\text{日}}{365\text{日}} = 40,000$					
	$(\text{注2}) \quad 40,000 \times 0.20315 = 8,126$					
日本国債				E	<u>9,739,000①</u>	
2. 相続財産価額の計算						(単位：円)
取得者	計算過程				金額	
乙	$\left. \begin{array}{l} \\ \\ \\ \\ \end{array} \right\} 209,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{2} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \end{array} \right\}$	$\frac{1}{2} = 104,500,000$			104,500,000	
A		$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = 26,125,000$			26,125,000	
C		$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = 26,125,000$			26,125,000	
D		$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = 26,125,000$			26,125,000	
E		$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = 26,125,000$			26,125,000	
	①					
3. 小規模宅地等の減額金額の計算						(単位：円)
対象者	計算過程				金額	
乙	宅地 G $60,000,000 \times \frac{330\text{m}^2}{480\text{m}^2} \times \left(1 - \frac{20}{100}\right) = 33,000,000$				$\triangle 33,000,000$	
	$(\text{注}) \quad 330\text{m}^2 \leq 330\text{m}^2 \text{①}$					

（4点）

4. 相続又は遺贈によるみなし財産価額の計算					(単位：円)
財産の種類	取得者	計算過程			金額
生命保険金等	A	6,000,000	－ (注) 6,000,000 = 0		0
	C	5,500,000	－ (注) 5,500,000 = 0		0
	F	①			13,600,000①
		(注) 生命保険金等の非課税金額			
		5,000,000 × 6 (法定相続人の数) = 30,000,000①			
		≥ 6,000,000 + 5,500,000 = 11,500,000			
		A 6,000,000			
		C 5,500,000			
		F 相続人でないため適用なし。①			
退職手当金等	乙	8,000,000 + 2,000,000 = 10,000,000①			
		10,000,000－ (注) 10,000,000 = 0			0①
		(注) 退職手当金等の非課税金額			
		乙 5,000,000 × 6 (法定相続人の数) = 30,000,000 ≥ 10,000,000 ∴ 10,000,000			
生命保険契約に関する権利	C				800,000
	A	420,000 × $\frac{500,000}{500,000 + 500,000}$ = 210,000			210,000①
	乙				1,700,000
5. 相続時精算課税の適用を受ける贈与財産価額の計算					(単位：円)
贈与年分	受贈者	計算過程			金額
R 5	C	骨とう品			9,500,000
R 8	C	現金 4,600,000－1,100,000 = 3,500,000			3,500,000

(8点)

6. 債務控除額の計算				(単位：円)				
項 目	負 担 者	計 算 過 程			金 額			
債 務	乙				△56,500,000			
	A				△15,284,000			
	C	9,009,000 + 11,476,000 = 20,485,000			△20,485,000			
葬 式 費 用	乙	1,770,000 + 31,000 = 1,801,000			△ 1,801,000			
		<u>香典収入は贈与税の非課税①</u>						
	C				△ 8,270,000			
	D				△ 200,000			
7. 相続税の課税価格へ加算する贈与財産価額の計算				(単位：円)				
贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程			加 算 額			
		<u>令和5年以前の贈与は適用なし。①</u>						
3 年超	A	現 金 3,000,000 - 1,000,000 = 2,000,000			2,000,000			
R 9	D	現 金			1,000,000			
8. 相続税の課税価格の計算				(単位：円)				
相続人等		乙	A	C	D	E	F	合 計
特 定 遺 贈 財 産		77,440,000	16,874,080	14,955,000	13,200,000	19,770,874		
相 続 財 産		104,500,000	26,125,000	26,125,000	26,125,000	26,125,000		
小規模宅地等の減額金額		<u>△33,000,000①</u>						
みなし取得財産		1,700,000	210,000	800,000			13,600,000	
相続時精算課税適用財産				<u>13,000,000①</u>				
債務控除	債 務	△56,500,000	△15,284,000	△20,485,000①				
	葬 式 費 用	△ 1,801,000		△ 8,270,000	△ 200,000①			
生前贈与加算			<u>2,000,000</u>		<u>1,000,000①</u>			
課税価格(千円未満切捨)		92,339,000	29,925,000	26,125,000	40,125,000	45,895,000	13,600,000	248,009,000

(7点)

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額 (単位：千円)		遺産に係る基礎控除額 (単位：千円)	課税遺産総額 (単位：千円)	
248,009		$30,000 + 6,000 \times 6$ (法定相続人の数)	182,009	
		$= 66,000$ ①		
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる各取得金額 (単位：千円)	相続税の総額の基となる税額 (単位：円)	
乙	$\frac{1}{2}$	91,004	20,301,200	
A・C・D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	22,751	2,912,650	
E・F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$ ①	11,375	1,206,250	
合計	6 人	1	相続税の総額(百円未満切捨)	31,451,600円

III 納付すべき相続税額の計算

1. 納付税額の計算								(単位：円)
項 目	相続人等	乙	A	C	D	E	F	合 計
相 続 税 の 総 額								31,451,600
算 出 相 続 税 額		11,710,096	3,794,979	3,313,077	5,088,506	5,820,237	1,724,702	
相続税額の加算額							344,940	
贈与税額控除額(暦年)			△ 251,250①		—			
配偶者の税額軽減額	△11,710,096							
障 害 者 控 除 額			△ 3,543,729	△ 3,256,271①	—			
相 次 相 続 控 除 額								
贈与税額控除額(精算)				0①				
納付税額(百円未満切捨)		0	0①	56,800	5,088,500①	5,820,200	2,069,600	

2. 税額控除等の計算				(単位：円)
項目及び対象者	計	算	過 程	金 額
相続税額の加算額				
F①	$1,724,702 \times \frac{20}{100} = 344,940$			344,940
贈与税額控除額(暦年)				
A	R 6 $(3,000,000 + 1,000,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 335,000$			
	$335,000 \times \frac{3,000,000}{3,000,000 + 1,000,000} = 251,250$			△ 251,250
D	R 9 相続開始年分の被相続人からの贈与のため適用なし。①			—

(9点)

答案用紙編

※A 4 にコピーしてからお使いください。

第1問 総合問題Ⅰ

No. 1

合 計
／50点

登録番号	
フリガナ	
氏 名	

Ⅰ 各人の課税価格の計算

1. 特定遺贈財産価額の計算 (単位：円)			
財産の種類	計	算	過 程
宅 地 G			
宅 地 H			
家 屋 G			
附 属 設 備			
構 築 物			
自 家 用 車			
空 き 地			
家 庭 用 財 産			
I 社 株 式			

[illegible]

1. 特定遺贈財産価額の計算（続き）				(単位：円)	
財産の種類	計 算 過 程			取得者	金額
定期預金					
日本国債					

2. 相続財産価額の計算			(単位：円)	
取得者	計 算 過 程		金額	

3. 小規模宅地等の減額金額の計算			(単位：円)	
対象者	計 算 過 程		金額	

6. 債務控除額の計算				(単位：円)			
項 目	負 担 者	計 算 過 程				金 額	
債 務							
葬 式 費 用							
7. 相続税の課税価格へ加算する贈与財産価額の計算							(単位：円)
贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程				加 算 額	
8. 相続税の課税価格の計算							(単位：円)
項 目	相続人等						合 計
特 定 遺 贈 財 産							
相 続 財 産							
小規模宅地等の減額金額							
み な し 取 得 財 産							
相続時精算課税適用財産							
債務控除	債 務						
	葬 式 費 用						
生前贈与加算							
課税価格(千円未満切捨)							

Ⅱ 相続税の総額の計算

課税価格の合計額（単位：千円）		遺産に係る基礎控除額（単位：千円）	課税遺産総額（単位：千円）	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる各取得金額（単位：千円）	相続税の総額の基となる税額（単位：円）	
合計	人	1	相続税の総額(百円未満切捨) 円	

Ⅲ 納付すべき相続税額の計算

1. 納付税額の計算							(単位：円)
項目	相続人等						合計
相続税の総額							
算出相続税額							
納付税額(百円未満切捨)							
2. 税額控除等の計算							(単位：円)
項目及び対象者	計算過程					金額	

〔参考〕 奥行価格補正率表等

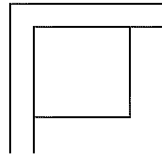
付表1 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業・ 併用住宅 地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区	
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85	
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90	
6 〃 8 〃	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93	
8 〃 10 〃	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95	
10 〃 12 〃	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96	
12 〃 14 〃	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97	
14 〃 16 〃	0.92	1.00				0.98	0.98	
16 〃 20 〃	0.93					0.99	0.99	
20 〃 24 〃	0.94				1.00	1.00		
24 〃 28 〃	0.95			0.97				
28 〃 32 〃	0.96		0.98		0.95			
32 〃 36 〃	0.97		0.96	0.97	0.93			
36 〃 40 〃	0.98		0.94	0.95	0.92			
40 〃 44 〃	0.99		0.92	0.93	0.91			
44 〃 48 〃	1.00		0.90	0.91	0.90			
48 〃 52 〃		0.99	0.88	0.89	0.89			
52 〃 56 〃		0.98	0.87	0.88	0.88			
56 〃 60 〃		0.97	0.86	0.87	0.87			
60 〃 64 〃		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99		
64 〃 68 〃		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98		
68 〃 72 〃		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97		
72 〃 76 〃		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96		
76 〃 80 〃		0.92	0.81	0.82				
80 〃 84 〃		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93		
84 〃 88 〃		0.88		0.80				
88 〃 92 〃		0.86				0.81	0.90	
92 〃 96 〃	0.99	0.84						
96 〃 100 〃	0.97	0.82						
100 〃	0.95	0.80			0.80			

付表2 側方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率	
	角 地 の 場 合	準 角 地 の 場 合
ビ ル 街 地 区	0.07	0.03
高 度 商 業 地 区 繁 華 街 地 区	0.10	0.05
普 通 商 業 ・ 併 用 住 宅 地 区	0.08	0.04
普 通 住 宅 地 区 中 小 工 場 地 区	0.03	0.02
大 工 場 地 区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



付表3 二方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率
ビ ル 街 地 区	0.03
高 度 商 業 地 区 繁 華 街 地 区	0.07
普 通 商 業 ・ 併 用 住 宅 地 区	0.05
普 通 住 宅 地 区 中 小 工 場 地 区 大 工 場 地 区	0.02

付表4 地積区分表

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
高度商業地区	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街地区	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅地区	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅地区	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場地区	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

付表5 不整形地補正率表

地区区分 \ かげ地割合	高度商業地区、繁華街地区、普通商業・併用住宅地区、中小工場地区			普通住宅地区		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% 〃	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% 〃	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% 〃	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% 〃	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% 〃	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% 〃	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% 〃	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% 〃	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% 〃	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% 〃	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% 〃	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

「かげ地割合」= $\frac{\text{想定整形地の地積} - \text{不整形地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$

付表6 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビ ル 街 地 区	高度商業 地 区	繁 華 街 地 区	普通商業・ 併用住宅 地 区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大 工 場 地 区	
4 未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80	
4 以上 6 未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85	
6 〃 8 〃	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90	
8 〃 10 〃	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95	
10 〃 16 〃	0.97						1.00	0.97
16 〃 22 〃	0.98							0.98
22 〃 28 〃	0.99							0.99
28 〃	1.00							1.00

付表7 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
2以上 3未満	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00
3〃 4〃		0.99	0.96	0.99	
4〃 5〃		0.98	0.94	0.98	
5〃 6〃		0.96	0.92	0.96	
6〃 7〃		0.94	0.90	0.94	
7〃 8〃		0.92		0.92	
8〃		0.90		0.90	

付表8 がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20〃	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30〃	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40〃	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50〃	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60〃	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70〃	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80〃	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90〃	0.70	0.65	0.60	0.53

付表 9 特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総地積	補正率
0.10以上	0.90
0.40以上	0.80
0.70以上	0.70

(注) がけ地補正率の適用がある場合においては、この表により求めた補正率にがけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とする。ただし、その最小値は0.50とする。

〔参考〕 都市計画道路予定地の区域内にある宅地に係る補正率

地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、 高度商業地区		繁華街地区、普通商業・併用住宅地区				普通住宅地区、中小工場地区、 大工場地区		
	700%未満	700%以上	300%未満	300%以上 400%未満	400%以上 500%未満	500%以上	200%未満	200%以上 300%未満	300%以上
30%未満	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	0.88	0.99	0.97	0.94
30%以上60%未満	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	0.76	0.98	0.94	0.88
60%以上	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	0.60	0.97	0.90	0.80

(注) 地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。

〔参考〕 容積率が価額に及ぼす影響度

地 区 区 分	影響度
高度商業地区・繁華街地区	0.8
普通商業・併用住宅地区	0.5
普通住宅地区	0.1

〔参考〕 規模格差補正率

$$\text{規模格差補正率} = \frac{\text{㉠} \times \text{㉢} + \text{㉣}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (㉠)}} \times 0.8 \text{ (小数点以下 2 位未満切捨)}$$

(1) 三大都市圏に所在する宅地

地積㎡	地区区分 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
		㉢	㉣
500以上 1,000未満		0.95	25
1,000 〃 3,000 〃		0.90	75
3,000 〃 5,000 〃		0.85	225
5,000 〃		0.80	475

(2) 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地積㎡	地区区分 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
		㉢	㉣
1,000以上 3,000未満		0.90	100
3,000 〃 5,000 〃		0.85	250
5,000 〃		0.80	500



<参 考>

(1) 相続税の速算表

各法定相続人の 取 得 金 額	税 率 (%)	控 除 額	各法定相続人の 取 得 金 額	税 率 (%)	控 除 額
10,000千円以下	10	0千円	200,000千円以下	40	17,000千円
30,000千円以下	15	500千円	300,000千円以下	45	27,000千円
50,000千円以下	20	2,000千円	600,000千円以下	50	42,000千円
100,000千円以下	30	7,000千円	600,000千円超	55	72,000千円

(2) 贈与税の速算表

① 相続税法第21条の7の規定に係る贈与税の速算表

基礎控除後の 課税価格	税 率 (%)	控 除 額	基礎控除後の 課税価格	税 率 (%)	控 除 額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

② 租税特別措置法第70条の2の5の規定に係る贈与税の速算表

基礎控除後の 課税価格	税 率 (%)	控 除 額	基礎控除後の 課税価格	税 率 (%)	控 除 額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円